各 位

会社名竹本容器株式会社代表者名代表取締役社長 竹本 笑子(コード番号:4248 東証第二部)間合せ先取締役管理部門統括兼経営企画室長

(TEL. 03-3845-6107)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日施行予定の会社法の改正及びこれに伴う会社法施行規則の改正に伴い、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. <u>当社及び子会社の</u>取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<u>当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の</u>全役員及び全従業員に周知 徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために、外部から講師 を招聘するなどの施策を講じる。また、必要に応じてその内容を見直し、追加及び修正する。

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき所要事項の報告又は事前承認を求めることにより、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

内部監査担当は、当社各部門ならびに<u>子会社</u>各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に<u>取締役会及び監査役会</u>に報告を行う。さらに、法令上、疑義のある行為などに関する相談<u>又は</u>通報の<u>適正な</u>処理の仕組みとして通報窓口を設置して、法令遵守の実効性を高める。

2. 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づいて行なった決裁並びに取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を「文書規程」等に基づいて作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管理する。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適 正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、管理項目ごとに報告等の手続き方法を定 め、報告を受けることとする。

4. 当社及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

<u>当社は</u>「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「組織規程」その他の社内規程に基づき、<u>部門長</u>権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築する。

子会社の業務執行を行う取締役は当該子会社の業務範囲において責任をもってリスク管理 体制を構築する。

<u>当社及び子会社において</u>リスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、 取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行なう。さらに、経営、事業に大きな影響を与 える不祥事及び事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要 な対応を図る。

5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、法令及び「取締役会規程」で定められた 事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を 定例(毎月1回)及び臨時に開催する。また、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行なう 基礎となる経営情報等を得るため、毎月社内各部門及び子会社の業務執行状況について、取締 役会に先立って月次報告書を作成し、社内限定のグループウェアを通じて取締役及び監査役の ほか部門長にも共有する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

当社は、当社の企業規模から、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置いていないものの、監査役は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができる。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項<u>及び当該使用人に対する指示の実効性の確</u>保に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けず、また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、 その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備に努める。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図るものとする。

9. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、いつでも子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から報告及び情報

提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備に努める。当社の内部監査担当は子会社を監査した結果を、監査役に随時報告する。

10. 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないこと を確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に ついて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において監査役会が必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、<u>当社及び子会社の</u>財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し 毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求に対しては関係機関とも連携のうえ、これに 応じないことの徹底を図る。

以上